

# 今年の確定申告の留意点 ココに気をつけましょう

税理士 生澤 壮介

(2016年2月15日/年金者しんぶん第314号より転載)

## 納め過ぎの税金は取り戻しましょう

今年の改正事項で主なものは、公的年金等に係る確定申告不要制度について、源泉徴収の対象とならない公的年金等(\*)の支給を受ける者は、この制度を適用できないこととされました。平成27年度分以後の所得税について適用されます。

(\*)外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度により支給される公的年金が該当します。

## 誤りやすい事例

今回は、確定申告で誤りやすい事例を抽出しました、申告の際に参考にしてください。

1、生命保険会社などから、満期金や一時金を受け取られた方は、生命保険会社等から送付された書類で、申告する必要があるかないかを確認してください。

2、医療費控除の計算誤り

▽薬局で購入した日用品は、医療費控除に該当しません。

▽「医療費のお知らせ」は領収書ではないので、医療費控除は認められません。

▽高額療養費、高額介護合算療養費や生命保険会社・損害保険会社からの入院給付金など

で補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として、支払った医療

費の額から差し引きます。

▽「出産手当金」や「傷病手当金」は補てん金に該当しないので控除する必要はありません。

3、扶養している妻の年金から天引きされる介護保険料は、納税者が負担していないので、社会保険料として控除することはできません。

4、詐欺による損失は、災害・盗難・横領にはあたらず雑損控除は認められません。

5、遺族年金、失業保険給付金、サッカーくじ当選金などは非課税です。

6、お寺・神社への寄附金は、寄附金控除に該当しません(指定公益法人等に該当すれば別です)。

7、復興特別所得税は、還付申告の方も含め、申告する全ての方について「復興特別所得税額」欄に記載が必要となります。

## 寄附金控除

### ふるさと納税のワンストップ特例

ワンストップ特例の申請をされた方が医療費控除等の控除の追加や所得の申告などにより確定申告や住民税申告を行った場合や5か所を超える市町村に寄附を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となるため確定申告などの際に、寄附金の申告を忘れないよう注意が必要です。

## 間違いに気付いたら

申告書の提出後で間違いに気付いたら、申告期限内（3月15日）であれば訂正申告が出来ます（申告書に訂正と表示して再提出する）。申告期限後では、税額の過大申告は「更正の請求」をして納め過ぎの税金の還付を受けることが出来ます。税額が増える場合は修正申告をします。

## 更正の請求

確定申告書を提出した後に、申告書に記載した所得金額や税額等についてその計算が法律の規定に従っていなかったこと又は計算違いをしたことにより次のような誤りを発見した時は、確定申告の提出期限から5年以内に限り、更正の請求をしてその訂正を求めることができます。

- 1、申告書に記載した第3期分の税額が過大であったこと。
- 2、申告書に記載した純損失等の金額が過少であったこと又は申告書に純損失等の金額を記載しなかったこと。
- 3、申告書に記載した還付金の額が過少であったこと又は還付金の額を記載しなかったこと。

（注）平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税は1年以内に限り更正の請求ができることとされています。

## 年金者 何でも相談

Q 私は訳あって76歳で老齢厚生年金、老齢基金年金を請求しました。5年分は一度に支払われましたが、それ以前の分は時効ということで支給されませんでした。年金給付に時効があるのででしょうか。

A はい、あります。国民年金法は「年金給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。）は、その支給事由を生じた日から5年を経過したときは、時効によって、消滅する。」と規定しています（厚生年金保険法にも同趣旨の条文があります）。

しかし、5年以上経過していても年金が支払われる場合があります。

その一つは、年金記録の訂正を行った場合です。新たに厚生年金の加入期間が見つかったなど厚生年金被保険者原簿または国民年金原簿に記録した事項が訂正され、増額された年金額が決定された場合は時効とせず、年金が支払われます。

もう一つの場合は、事務処理誤りと認定されたものは、5年以上経過していても時効になりません。

厚生労働省は「事務処理誤り」で8つの基準をつくりました。①受付時の書類管理誤り②確認・決定誤り③未処理・処理の遅延④入力誤り⑤通知書の作成誤り⑥誤送付・誤送信⑦説明誤り（制度の説明誤り・説明漏れ、請求書等の作成・添付についての指示誤りを行った事実が確認できる場合）⑧受理後の書類管理誤り

2016年2月5日 （年金相談室 小林 善雄）

年金相談＝毎週月・木の10時30分～15時30分まで TEL03・5978・2751